社說

内閣の更迭

政府は先づ議會を解散して次で自から辭表を差出したりと云ふ目下の事情是非もなき次第なる可し本來を云へば此際議員を改選したればとて一層立派なる人物を得べしとも思はれざるのみか政府黨が多數を制す可き見込もなきみとなれば寧ろ議會を其儘にして先づ政府を改造するこそ得策なりしならんと雖も往々の事は云ふも詮なしとして我輩は只速に新内閣の成立を希望するのみ從來の例に據れば内閣更迭の際には協議奔走に日を費し容易に埒明かざるみとなれども今日は斯る緩慢を容さず蓋内閣將に倒れんとして新内閣未だ成らざる其間は即ち政界渾沌の時にして實際何人も國務を見る者なし外の形勢日に切迫して何時如何の變を測る可らざる場合に内には殆んど政府なしと云ふ如何にも堪へ難き次第なり左れば新内閣の組織は一刻も猶豫す可らざる急務なりとして叛何人が其任に當る可きやと云ふに十目の見る所、元老中の輩今を中堅として兼望を繫ぐの外に工夫ある可らず目下散々に取亂したる政界を始末するは餘分難澁なる役目なれども難局に處するこそ大政治家の得意なれ平生世間の尊敬を專にする其報酬として自から進んでわらん限りの力を盡さゝる可らず或は新組織の大任に當る者は自分の外に人なしと敢て自から個して自から覺悟しながら右に遠慮し左に會釋して徒に時日を遷延するが如き、又或は閣員を選擇するにも其人の承諾を得ざるは明白なるにも拘はらず先づ一應は之を推さゝる可らずして甲に試み乙に嘗めて徒に日を費すが如き都て無益の虛儀にして其實は國事に深切なるものと云ふ可らず國家一日も政府なかる可らず況んや今日の場合に於てをや進む可き者は速に進んで速に事に當る可きのみ尙ほ序ながら愛に一言す可きは政黨倶樂部の事なり今日に至るまで政府の每に困難を感ずるは政黨の始末にして今度現政府が失體を示して難局に陷りしも畢竟之が爲めなれば立憲政府に政黨を度外視す可らざるは勿論なれども薩長の元老は乘勢政黨を壓ばんとして動もすれば之を無視せんとするの情なきに非ず大なる心得違にみそれば今度内閣を組織するに付ては根柢より絕然主義なる云へる書思想を棄し自から大政黨に投じて其首領と爲るか若しくは有力なる政黨の首領と同心一體と爲り共に進退するの覺悟大切なる可し我輩の敢て忠告する所なり

○刑法草案（承前）

第一編 刑名

第一條 皇室に對する罪

第二條 皇太子、皇太子孫、皇太子、皇太孫に對し危害を加へ、又は加へんとしたる者は死刑に處す

第三條 皇族に對し危害を加へたる者は死刑に處し危害を加へんとしたる者は無期懲役に處す

第四條 皇族に對し不敬の行爲ある者は四年以下の懲役に處す

第五條 皇室、内閣、議會、裁判所、會計檢査院、天皇の御名御璽を犯し有期懲役に處す可き者は禁錮に處す

第六條 皇室、内閣、議會、裁判所、會計檢査院、天皇の御名御璽に對し不敬の行爲ある者亦同し

第七條 皇族に對し不敬の行爲ある者は死刑に處し危害を加へんとしたる者は無期懲役に處す

第八條 皇族に對し不敬の行爲ある者は四年以下の懲役に處す

第九條 皇室、内閣、議會、裁判所、會計檢査院、天皇の御名御璽を犯し有期懲役に處す可き者は禁錮に處す

第十條 皇室、内閣、議會、裁判所、會計檢査院、天皇の御名御璽に對し不敬の行爲ある者亦同し

第十一條 皇室、内閣、議會、裁判所、會計檢査院、天皇の御名御璽に對し不敬の行爲ある者は五年以下の禁錮に處す

第十二條 皇室、内閣、議會、裁判所、會計檢査院、天皇の御名御璽に對し不敬の行爲ある者は一年以上十年以下の懲役に處す

第十三條 皇室、内閣、議會、裁判所、會計檢査院、天皇の御名御璽に對し不敬の行爲ある者は一年以下の懲役に處す

第十四條 皇室、内閣、議會、裁判所、會計檢査院、天皇の御名御璽に對し不敬の行爲ある者は二年以下の禁錮に處す

第十五條 本章の罪を犯し死刑又は無期懲役に處す可き者は禁錮に處す

第十六條 本章の罪を犯し死刑又は無期懲役に處す可き者には刑罰公權を科し之を監視に付す

第十七條 本章の規定は外國人に對しては帝國内に在留して犯したる場合に適用す

第十八條 本章の規定は戰時同盟國に對する行爲に付ても亦之を適用す

第四章 叛逆に關する罪

第十九條 帝國に侵入する目的を以て其國の國旗其他の徽章を毀損したる者は二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處す

第二十條 帝國に侵入する目的を以て其國の國旗其他の徽章を毀損したる者は二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處す

第二十一條 帝國に侵入する目的を以て其國の國旗其他の徽章を毀損したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

第二十二條 帝國に侵入する目的を以て其國の國旗其他の徽章を毀損したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

第二十三條 帝國に侵入する目的を以て其國の國旗其他の徽章を毀損したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

第二十四條 帝國に侵入する目的を以て其國の國旗其他の徽章を毀損したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

第二十五條 帝國に侵入する目的を以て其國の國旗其他の徽章を毀損したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

第二十六條 帝國に侵入する目的を以て其國の國旗其他の徽章を毀損したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

第二十七條 帝國に侵入する目的を以て其國の國旗其他の徽章を毀損したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

第二十八條 帝國に侵入する目的を以て其國の國旗其他の徽章を毀損したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

第二十九條 帝國に侵入する目的を以て其國の國旗其他の徽章を毀損したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

第三十條 帝國に侵入する目的を以て其國の國旗其他の徽章を毀損したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

第三十一條 他人の刑事被害事件に關する證據を湮滅し又は僞造變造し又は僞造變造したる證據を使用したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

第三十二條 未遂犯罪は被害人の訴訟の有に拘はらず之を論ず

○地方事情（六十二）

神戸

十二月廿四日發信

金融の景況 當地蔵米金融の景況は前月と變りたる變動なしと雖も每年上半季に緩慢にして下半季に繁忙を見るは普通の現象なるを以て目下節季柄少しく引締りの模樣あるも此は要するに一小部分に止まり寧ろ比較的資金潤澤の姿なるが是れ全く大阪の過迫に恐ち當地の銀行が過度の警戒を加へたるに原因せるならんか然るに本港商人中往々にして資金缺乏金融過迫を唱ふる者あるも是れ只だ大阪の形勢を見聞せし結果、神戸も亦斯くあるべしとの推測に外ならざるべく本港の銀行は貸溢るが如きなきのみならず品と人とに依りては躊躇せず貸出さん風情あり尤も大阪と本港とは金融事情常に其趣を異にし隨て日歩も當地の方稍や低廉なるが昨今は三錢五六厘を唱ふるものあるに至りしも無して三錢二三厘にて貸出し居り本年も最早餘日なきを以て此上甚しき引締りもなかるべく寧ろ角昨今の形勢に據て察すれば此上押詰るとも一二厘の昇騰を見る位に止まらんと云へり

貿易の趨勢 本港に於ける昨二十九年の海外貿易輸出元價總計は四千三十一萬七千八百十六圓にして之を二十八年に比較すれば二百萬九千八百六十二圓の增加を見、輸入元價總計は八千二百五十四萬六千五百九十二圓にして是亦千九百四十四萬八千百六十六圓の增加を示せり而して又本年に入りてよりは更に一段の進歩を現はし右既往二箇年に比すれば輸出入とも著しき增加を見るに至れり今本年一月より十一月末に至る月次合計を示せば左の如し

輸出元價

月次	米	麥	大豆	石油	綿糸	綿布	麻糸	麻布	生絲	蚕種	其他
一月	四、一四〇	〇、七〇	一、七	四、一七七	四、二一五	九、三五	三、三三	七、二一五	九、三八	九、九七	一〇、六四〇
二月	三、七五八	三、三一	〇八	七、二八八	九、六七	二、九三〇	八、一三九	二、四二一	六、三	一〇、一八〇	七、二八九
三月	四、七四四	〇、九一	八六	九、九九	五九	一〇、六四〇	二、九三〇	八、一三九	二、四二一	六、三	一〇、五一〇
四月	四、〇五五	〇、八一	二〇	三、一〇〇	四〇八	四七	四、六三二	七七八	〇七	九、四七六	三九九
五月	三、一三〇	四〇八	四七	四、六三二	七七八	〇七	九、六一五	〇八	三、八八四	三九九	九、〇〇九
六月	二、九一五	七七八	〇七	九、六一五	〇八	三、八八四	三九九	九、〇〇九	五一〇	二、二六一	五六
七月	二、七七七	一、八六	三二	二、二六一	五六	四、二七七	一、八六	三二	四、二七七	一、八六	三二
八月	二、七五	〇三	一七	四、二七七	一、八六	三二	四、二七七	一、八六	三二	四、二七七	一、八六
九月	二、八一	五二	二四六	三七七	四、二七七	一、八六	三二	四、二七七	一、八六	三二	四、二七七
十月	二、九一	五二	二四六	三七七	四、二七七	一、八六	三二	四、二七七	一、八六	三二	四、二七七
十一月	二、九一	五二	二四六	三七七	四、二七七	一、八六	三二	四、二七七	一、八六	三二	四、二七七

輸入元價

月次	米	麥	大豆	石油	綿糸	綿布	麻糸	麻布	生絲	蚕種	其他
一月	四、一七七	四、三〇五	七、二一五	九、三五	三三	九、六七	二、八八	九、九七	一〇、六四〇	二、九三〇	八、一三九
二月	七、二一五	九、三五	三三	九、六七	二、八八	九、九七	一〇、六四〇	二、九三〇	八、一三九	二、四二一	六、三
三月	九、六七	二、八八	九、九七	一〇、六四〇	二、九三〇	八、一三九	二、四二一	六、三	九、九五	一〇、〇〇九	五一〇
四月	一〇、六四〇	二、九三〇	八、一三九	二、四二一	六、三	九、九五	一〇、〇〇九	五一〇	九、〇〇九	六、〇〇	九、七一二
五月	二、九三〇	八、一三九	二、四二一	六、三	九、九五	一〇、〇〇九	五一〇	九、〇〇九	六、〇〇	九、七一二	三三三
六月	八、一三九	二、四二一	六、三	九、九五	一〇、〇〇九	五一〇	九、〇〇九	六、〇〇	九、七一二	三三三	六九
七月	二、四二一	六、三	九、九五	一〇、〇〇九	五一〇	九、〇〇九	六、〇〇	九、七一二	三三三	六九	一〇、四〇八
八月	六、三	九、九五	一〇、〇〇九	五一〇	九、〇〇九	六、〇〇	九、七一二	三三三	六九	一〇、四〇八	五五五
九月	九、九五	一〇、〇〇九	五一〇	九、〇〇九	六、〇〇	九、七一二	三三三	六九	一〇、四〇八	五五五	二〇〇
十月	一〇、〇〇九	五一〇	九、〇〇九	六、〇〇	九、七一二	三三三	六九	一〇、四〇八	五五五	二〇〇	一〇、四〇八
十一月	五一〇	九、〇〇九	六、〇〇	九、七一二	三三三	六九	一〇、四〇八	五五五	二〇〇	一〇、四〇八	五五五

○故嶋

一昨夜官報號外を以て

勅令

勝茲ニ故從一位勳一等公爵嶋津忠義ノ

御名御璽

明治三十年十二月二日

勅令第四百五十八號

從一位勳一等公爵嶋津忠義

告示

内閣告示第五號

從一位勳一等公爵嶋津忠義

右告示ス

明治三十年十二月二日

辭令

故從一位公爵嶋津忠義

故從一位公爵嶋津忠義

故從一位公爵嶋津忠義